

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年11月11日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：15件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	復水脱塩装置脱塩塔（1・2）の入口流量積算用電気式演算器（計2台）の点検において、電源スイッチに動作不良が認められたため、当該スイッチを交換	D	
2	1号機	復水脱塩装置脱塩塔（1）空気入口弁の点検において、弁箱のガスケット接触面に一部腐食が認められたため、当該部を修理	D	
3	1号機	低圧タービン（A、B）第12段抽気ドレン弁（計2台）の点検において、弁グランドシール（ペローズ）にリークが認められたため、当該弁の弁体、ペローズ及び弁棒を交換	D	
4	1号機	主タービン用ターニングギヤ潤滑油ポンプの試運転において、定格電流を超える事象が認められたため、当該ポンプを点検・修理	C	
5	2号機	タービン補機冷却系熱交換器（B、C）海水出口圧力指示計の検出配管継手部に海水のじみりが認められたため、当該部を点検・修理	D	
6	3号機	タービン駆動原子炉給水ポンプ（B）の軸受振動記録計に動作不良が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
7	4号機	気体廃棄物処理系排ガス減衰管出口流量計の指示値に変動が認められたため、当該系統配管を点検及び対応検討	D	
8	5号機	総合負荷性能検査（平成20年7月31日及び8月1日実施）において、原子炉水の水质分析時に使用された液体容量計測器（2台）が、当該検査要領書の「検査用計器」記載欄に明記されていなかった事象について、不適合管理の対象として取扱われていないことが認められたため、対応検討	C	
9	5号機	原子炉制御盤のプラント運転データ監視用画面（1台）の内部より異音の発生が認められたため、当該部を点検	D	
10	5号機	制御棒駆動水圧系冷却水流量変換器元弁（2台）のグランド部より水のリーク（微量）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
11	6号機	自動減圧・逃し安全弁の排気温度記録計にエラーの発生を示すメッセージが表示されたため、当該記録計を点検・修理	D	
12	集中環境施設	洗濯設備長靴乾燥室内の暖房用ヒーター起動操作時、バイパスダンパ開閉用電磁弁に動作不良が認められたため、当該電磁弁を点検・修理	D	
13	集中環境施設	高温焼却炉前処理系酸素濃度分析計に動作不良及び分析計検出配管に詰まり気味が認められたため、当該分析計及び検出配管を点検・修理	D	
14	その他	水処理設備温水槽循環弁（B）の制御用ダイヤフラム部より水のリーク（1滴／2秒程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
15	その他	使用済燃料保管用乾式キャスク（2C）蓋間圧力測定系の定期点検において、2系統の内1系統の圧力検出器に動作不良が認められたため、当該圧力検出器を点検・調整	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合               <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

＜原子力発電所における不適合事象の是正管理＞

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

＜注 意＞

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで